竹富町告示第 15 号

西表島エコツーリズム推進全体構想特定自然観光資源

エコツーリズム推進法(平成19年6月27日法律第105号)第8条第1項の規定により、 下記の自然観光資源について特定自然観光資源に指定する。

令和5年4月6日

竹富町長 前泊 正人

名称	区域
ヒナイ川・西田川	沖縄県八重山郡竹富町内
	下図の凡例で「特定自然観光資源」と示された区域
	L III
	2 Aug. 784 - 5
	100 (177) 177
	, 100 - 100
	an and a second and
	R/M
	● 特定自然報光表達 ・ 自然根先表達 (株) 0 0.25 0.5 1

古見岳

沖縄県八重山郡竹富町内

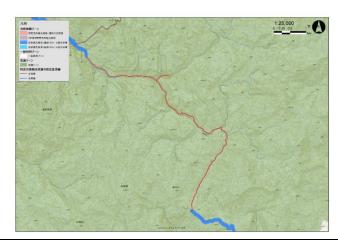
下図の凡例で「特定自然観光資源」と示された区域



浦内川源流域

沖縄県八重山郡竹富町内

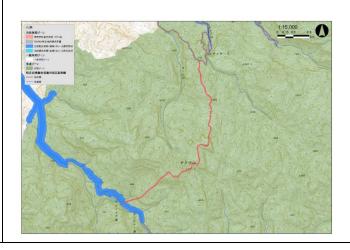
下図の凡例で「特定自然観光資源」と示された区域



テドウ山

沖縄県八重山郡竹富町内

下図の凡例で「特定自然観光資源」と示された区域



2.期間

通年にわたり立入制限を実施する。

3.立入の上限人数

特定自然観光資源ごとに、下表に定める数を上限として立入人数を制限する。

特定自然観光資源名		上限人数
ヒナイ川・西田川		300 人/日
	ヒナイ川	200 人/日
	西田川	100 人/日
古見岳		30 人/日
浦内川源流域		50 人/日
テドウ山		30 人/日

4.その他必要事項

- ・立入制限期間内に特定自然観光資源に指定された区域に立入る者は事前に町長の承認 を得なければならない。
- ・ただし、以下のような場合は立入制限の対象としない。
 - ○地域住民 (竹富町の住民) が以下に代表されるような自然観光事業以外の目的で立 ち入る場合
 - ・狩猟、山菜取り、行事のための資源採取等の伝統的活動
 - ・日常的に行われている私的レクリエーション活動 ただし、知人などを案内して立ち入る場合においては知人も同様に立ち入り制 限の対象外とする
 - ・学校行事や環境学習等の教育的活動 等
 - ○自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づく許可を受けた上で、事前に管轄する森林管理署への入林届を行い調査・研究の目的で立ち入る場合
 - ○災害復旧や歩道・水道等の公共施設の整備・維持管理の目的で立ち入る場合
- ・町長は、期間中における特定自然観光資源への立入申請があった場合、本項で定める条件及び下表の「承認のために必要な事項」を満たしており、かつ申請者を含めた合計利用者数が前項に定める数を上回らない範囲であれば、立入りを承認する。

特定自然観光資源名	承認のために必要な事項	
ヒナイ川・西田川	(a)登録引率者が利用者に同行すること	
古見岳	(a)登録引率者が利用者に同行すること	
浦内川源流域	または	
テドウ山	(b)利用者全員が推進協議会の定める講習等を受講するこ	
	ک	

- ・ヒナイ川・西田川においては、利用者数が多く、利用により自然環境に影響を与える リスクが大きいことから、登録引率者が利用者に同行する場合のみ立入りを承認す る。
- ・登録引率者とは、竹富町西表島エコツーリズム推進協議会(以下、「推進協議会」という)が特定自然観光資源を保護しつつ利用するために必要な知識・技術を持つ者として養成し、町長が選任した竹富町観光案内人をいう。
- ・立入り承認を受けずに特定自然観光資源を使用した場合は、違反者に対して町長から 指示等を行い、それに従わない場合は、その者に対してエコツーリズム推進法第 20 条に基づき三十万円以下の罰金に処する。
- ・立入承認の手続きに必要な手数料の徴収に関しては別に規定を設ける。
- ・立入り承認の手続きや登録引率者に関する詳細やその運用の方法に関しては指針を 別に設け公開する。

5.施行日

・本規定は、令和6年2月1日より適用する。施行日に変更がある場合、町長はその6カ 月前までに周知する。